

聖籠町告示第35号

聖籠町物品納入指名業者選定要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町物品納入指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する物品の製造の請負又は買入れ（以下「物品納入」という。）の指名競争入札において指名される業者（以下「指名業者」という。）の選定方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法の原則)

第2条 指名業者の選定の原則は、次のとおりとする。

- (1) 聖籠町物品入札参加資格審査規程（平成9年聖籠町訓令第3号）による入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）とする。
- (2) 物品納入に対応できる実績を有する有資格業者とする。
- (3) 受注機会の確保及び地域産業の振興を図るため、町内に主たる営業所を有する有資格業者を優先する。ただし、有資格者が不足する場合は、次の順序による。

ア 町内に従たる営業所を有する業者並びに新発田市、阿賀野市及び胎内市（以下「新発田圏域」という。）内に主たる営業所を有する有資格業者

イ 新発田圏域に隣接する市町村に主たる営業所を有する有資格業者

ウ 新発田圏域及びこれに隣接する市町村に従たる営業所を有する有資格業者

(不良不適格者の排除)

第3条 次に掲げる事項に該当し、物品の納入者として明らかに不相当であると認められる場合は、選定しないものとする。

- (1) 警察当局から暴力団員が経営に事実上参加する業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合

(指名の特例)

第4条 災害等により緊急に必要とする物品納入、特殊な技術及び経験を必要とする物品納入については、対応実績に関係なく適当と認められる有資格業者を選定することができる。

(指名業者数の標準)

第5条 物品納入についての指名数の標準は、3者以上とする。ただし、物品納入の特殊性等により有資格業者が限られている場合等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(随意契約)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。